



® 平成 30 年 5 月 18 日 (金)

No. 14690 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆知財紛争におけるアンケート調査の利用と

証拠価値の評価…………… (1)

☆特許庁人事異動…………… (8)

知財紛争におけるアンケート調査の利用と 証拠価値の評価

NERAエコノミックコンサルティング アソシエイトディレクター

金子 直也

1. はじめに

知的財産紛争ではアンケート調査に基づく証拠が有効になる場面が少なくない。商標法3条2項の使用による識別力獲得、不正競争防止法2条1項1号の周知性や混同のおそれ、特許機能の売上への貢献度など、知的財産紛争では需要者の認識が問われる問題が多い。知的財産は、商品の一部として不可分に組み込まれていることが多く、事業データや市場

データなど既存のデータをもってしても、その知的財産のみの識別力や金銭的な価値を評価することが難しいため、争点を直接検証することが可能なアンケート調査が重要になる。

しかしアンケート調査は、人間を対象とした科学に特有の問題があり、調査結果が正確に実態を反映したものであるかどうかを判断するには、そもそもアンケート調査の正確性の問題について十分に認知して

官公庁、公益法人、国立大学、自治体等の契約実務・監査事務の担当者必携！
「東京都の入札改革の概要」など新たな内容を書き下ろし！

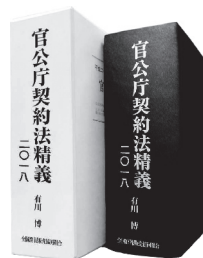
官公庁契約法精義

日本大学総合科学研究所教授 有川 博
元会計検査院第四局長

A5 版上製箱入 本体 12,500+ 税

※お申し込みは…各都道府県官報販売所及び政府刊行物センターへ！

2018



全国官報販売協同組合 〒114-0012 東京都北区田端新町 1-1-14 TEL 03-6737-1500 FAX 03-6737-1510 <http://www.gov-book.or.jp>

おかねばならない。評価する側は、調査結果が真相に迫るものなのか、結果ありきで誘導されたものなのかを見極める必要があり、実施する側は、結果を誘導することなく、自らの主張を裏付ける回答を引き出さなければならない。

費やすことのできる限られた資源を有効に利用し、合理的な紛争解決を図るために、アンケート調査を利用するにはどうすべきか、本稿では知的財産分野における立証の方法の1つであるアンケート調査の方法論と活用の仕方について実務的な観点から論じることとする。

2. アンケート調査とは

アンケート調査とは、対象者に対して、質問（刺激）を与えて回答（反応）を得るというものであり、科学的な実験のイメージで捉えたほうが本質を理解しやすいと思われる。目的に応じて調査者は調査対象者を決定し、その調査対象者にどのようにコンタクトするかを決定し、どのような質問をするかを決定し、回答結果をどのように分析・報告するかを決定しなければならない。客観的な調査を実施するた

めにはそれぞれの段階で合理的な決定を行うことが望ましい。

合理的なアンケート調査を設計したつもりでも、アンケート調査による情報収集は様々な誤差のために不正確なものになってしまうおそれがあり、真相の究明は必ずしも容易ではない。調査票は測定器 (instrument) と呼ばれ、回答者の反応を測定するための道具と位置づけられる。測定器の設計は様々で、設計によって測定の精度が異なるが、誤差をなるべく小さくすることが科学的調査の目的である。また不適切な調査対象者を選ぶことによって調査結果が不適切になることもある。要するにアンケート調査結果が不正確になるのは、様々な誤差が積み重なって生じる現象と理解できる。

総調査誤差 (total survey error) と呼ばれる枠組みを借りるとアンケート調査の正確性に影響を与える様々な誤差を統一的に捉えやすい¹。アンケート調査を実施する側も評価する側も、アンケート調査に関する様々な誤差の発生理由について理解しておくことが望ましい。アンケート調査に関する誤差は、図表1の通り、測定に関する誤差と代表性に関する

図表 1 総調査誤差の枠組み

